

# 岩手大学教授会通則

平成27年 2月24日 制定

平成29年 4月1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この通則は、岩手大学学則第23条第2項及び岩手大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、学部又は研究科（大学院連合農学研究科を除く。以下「学部等」という。）の教授会に関し、必要な事項を定める。

## (設置)

第1条の2 岩手大学の次に掲げる組織に教授会を置く。

- 一 各学部
- 二 各研究科（総合科学研究科を除く。）
- 三 総合科学研究科の各専攻

## (構成)

第2条 教授会は、当該組織の専任の教授及び准教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 教授会には、教育研究施設等の専任の教員を加えることができる。
- 3 前2項に規定する者のほか、当該組織の定めるところにより、次の各号に掲げる者を当該教授会に加えることができる。
  - 一 当該組織の専任の講師及び助教
  - 二 その他当該組織の教育研究を担う教員

## (審議事項等)

第3条 教授会は、当該組織の次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
  - 二 学位の授与に関すること。
  - 三 その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 前項第3号に関する事項は、別に定める。
  - 3 前2項に掲げるもののほか、教授会は当該組織の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## (議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該組織の長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 当該組織の長に事故があるときは、当該組織の長があらかじめ指名する構成員がそ

の職務を代行する。

(会議)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 前項の構成員には、公務旅行者、病気休暇者、退職者、育児休業者、介護休業者、自己啓発等休業、配偶者転勤等同伴休業者及びサバティカル研修者を含まないものとする。

(議決)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科の教授会（第1条の2第2号及び第3号に掲げる組織に置く教授会をいう。）における学位授与の可否の議決は、岩手大学学位規則第12条の規定によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められる議事については、半数以上であって当該組織の定める割合以上の多数をもって議決することができる。

(開催)

第7条 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、臨時に会議を休会することができる。

- 2 当該組織の長が必要と認めたとき、又は構成員総数の3分の1以上の者が議題を附し請求があったときは、臨時に会議を招集することができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、教授会の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。ただし、この者は、可否の数に加わることができない。

(運営会議等)

第9条 教授会は、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する運営会議、代議員会、専門委員会等（以下「運営会議等」という。）を置くことができる。

- 2 教授会は、運営会議等の議決をもって、当該教授会の議決とすることができる。
- 3 運営会議等に関し必要な事項は、当該教授会が別に定める。

(事務)

第10条 教授会の事務は、当該組織の事務を所掌する事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この通則に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。